

# 子育てのための施設等利用給付 に関する留意事項について

子育てあんしん課 保育サービス推進係

- 施設等利用給付の「認定」について P 2
- 施設等利用費の「給付(請求)」について P 6
- 特定子ども・子育て支援施設等の「確認」について P12
- 今後の予定について P14

# 施設等利用給付の「認定」について

## ➤ 該当する保護者の方へ認定申請手続きについて御案内をお願いします。

- 新たに施設に入所(入園)された方に対し、認定申請書類の配布をお願いします。  
(市子育てあんしん課への問い合わせ、窓口での手続きを御案内いただいても構いません。)
- 年度途中で入園される方や新たに3歳児クラスへ上がる方で、  
新2号認定を希望する方などに対しても、認定申請についてのお声がけをお願いします。
- 令和7年度分の認定申請書類の様式は、盛岡市公式ホームページにも掲載しています。

🏠 認定申請は、認定希望日前の事前申請が基本となります。できる限り認定希望日までに、申請書類一式を市または施設へ御提出いただくよう御案内をお願いします。

- ・事情があって手続きに時間を要する場合は、市へ事前相談いただくよう御案内願います。
- ・新2・3号認定の取得を希望する方で、職場の都合により就労証明書のみ準備が遅くなる方については、先に「認定申請書」及びマイナンバー確認書類(本人確認書類)のみを御提出いただくよう御案内願います。
- ・認定は住民票のある市区町村での認定が基本となります。市外に居住している方は居住市区町村での認定申請が必要となります。

市公式ホームページで  
幼児教育・保育の無償  
化の制度や必要な手  
続きについて、御案内  
しています。



## ➤【参 考】施設等利用給付の区分について

| 利用施設(事業)                                            | 必要となる認定                                 | 給付上限額など                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 旧制度幼稚園<br>(保育料, 入園料のみ)                              | 新1号認定                                   | ◆私立:保育料等 25,700円/月まで給付<br>◆国立:保育料等 8,700円/月まで給付                                                                                                                 |
| 旧制度幼稚園<br>(保育料, 入園料, 預かり保育料)                        | 新2・3号認定<br>※保育の必要性あり<br>※新3号は非課税世帯の満3歳  | ◆私立:保育料等 25,700円/月まで給付<br>預かり保育 11,300円/月(利用日数×450円)まで給付<br>◆国立:保育料等 8,700円/月まで給付<br>預かり保育 11,300円/月(利用日数×450円)まで給付<br>(新3号の場合は, 預かり保育16,300円(利用日数×450円)/月まで給付) |
| 認定こども園<br>(預かり保育料)                                  | 新2・3号認定<br>※保育の必要性あり<br>※新3号は非課税世帯の満3歳  | ◆預かり保育 11,300円/月(利用日数×450円)まで給付<br>(教育・保育給付1号認定に新2・3号認定を上乗せして取得)                                                                                                |
| 新制度幼稚園<br>(預かり保育料)                                  | 新2・3号認定<br>※保育の必要性あり<br>※新3号は非課税世帯の満3歳  | ◆預かり保育 11,300円/月(利用日数×450円)まで給付<br>(教育・保育給付1号認定に新2・3号認定を上乗せして取得)                                                                                                |
| 認可外保育施設等<br>(認可外保育施設・病児保育<br>一時預かり・ファミリーサポートセンター事業) | 新2・3号認定<br>※保育の必要性あり<br>※新3号は非課税世帯の0-2歳 | ◆認可外保育施設・病児保育<br>一時預かり・ファミサポ含め 37,000円/月まで給付<br>(新3号の場合は, 42,000円/月まで給付)                                                                                        |

※ 新2号認定は, 3歳児クラス以上の方が対象となります。(満3歳児は新2号の対象とはならず, 新3号に該当するかどうかになります。)

※ 認定こども園, 幼稚園等に在籍する方が, 認可外保育施設や一時預かり事業を併用する場合, 認可外保育施設等分は給付対象外となります。  
(預かり保育事業が実施されていないか, 十分な預かり保育が提供されていない認定こども園・幼稚園に在籍している方は, 認可外保育施設等の利用分も給付対象となります。現時点で市内で該当する施設は岩手大学教育学部附属幼稚園と特別支援学校の幼稚部となります。)

## ➤ 次の事由が生じる場合は保護者の方の認定の変更届の提出が必要です。

保護者の方から申し出があった場合は「認定変更申請書 兼 変更届」を配布願います。

### ① 住所、氏名、連絡先、世帯構成、認定保護者の変更

#### ○ 認定変更申請書 兼 変更届

(継続入園したまま市外転居された方は、転居先の市区町村での新規認定が必要となります。)

### ② 保育の必要性の事由の変更(新2・3号認定の方のみ)

#### ○ 認定変更申請書 兼 変更届

#### ○ 変更後の保育の必要性が確認できる書類

(例:父が6月30日付で現勤務先を退職、7月1日から別の仕事を始めた場合・・・  
→ 父の新しい就労証明書の添付が必要。母の分は変更が無ければ添付不要となります。)

### ③ 認定区分の変更(旧制度幼稚園に在園する方のみ該当)

【新2号から新1号への変更】

#### ○ 認定変更申請書 兼 変更届

☞ 新2号が期間満了となる方で、  
期間の更新を希望しない方は  
新1号への区分変更が必要です。

【新1号から新2・3号への変更】

#### ○ 認定変更申請書 兼 変更届

#### ○ 新2・3号認定申請

#### ○ 保育の必要性が確認できる書類

【認定変更申請書 兼 変更届】

認定変更申請書 兼 変更届

盛岡市長 様 令和 年 月 日

盛岡市福祉事務所長 様

子ども・子育て支援法の給付認定等に係る変更が生じたので、下記のとおり申請又は届出します。

| 保護者氏名 | 住所    | 電話番号                 |
|-------|-------|----------------------|
| 児童氏名① | 利用施設名 | 生年月日 平成 年 月 日 性別 男 女 |
| 児童氏名② | 利用施設名 | 生年月日 平成 年 月 日 性別 男 女 |
| 児童氏名③ | 利用施設名 | 生年月日 平成 年 月 日 性別 男 女 |

以下の該当する変更事項を記入し、記入してください。また、教育・保育給付認定については、申請のあった翌月の初日から変更となります。

| 変更事項                                                                                            | 変更前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定区分 / 保育必要量の変更<br><input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定区分         | <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号標準時間 <input type="checkbox"/> 2号短時間<br><input type="checkbox"/> 3号標準時間 <input type="checkbox"/> 3号短時間                                                                                                                                                                                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号標準時間 <input type="checkbox"/> 2号短時間<br><input type="checkbox"/> 3号標準時間 <input type="checkbox"/> 3号短時間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由の変更<br><input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 | (就労先)<br>(勤務時間) 午前 時 分から午後 時 分<br>(勤務日数) 月平均 日勤務<br>(退職日) 令和 年 月 日<br>(疾病・障害)<br>(通院・入院開始日) 令和 年 月 日<br>(就学・職業訓練)<br>(入学・受講開始日) 令和 年 月 日<br>(産前産後)<br>(出産・分娩予定日) 令和 年 月 日<br>(育児休業予定) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無<br>→取得予定期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで<br><input type="checkbox"/> 本職活動 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害等 <input type="checkbox"/> 虐待・DV<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) | (就労先) <input type="checkbox"/> 転職 <input type="checkbox"/> 掛け持ち<br>(就労先)<br>(勤務時間) 午前 時 分から午後 時 分<br>(勤務日数) 月平均 日勤務<br>(退職日) 令和 年 月 日<br>(疾病・障害)<br>(通院・入院開始日) 令和 年 月 日<br>(就学・職業訓練)<br>(入学・受講開始日) 令和 年 月 日<br>(産前産後)<br>(出産・分娩予定日) 令和 年 月 日<br>(育児休業予定) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無<br>→取得予定期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで<br><input type="checkbox"/> 本職活動 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害等 <input type="checkbox"/> 虐待・DV<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| <input type="checkbox"/> 住所変更                                                                   | 盛岡市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 盛岡市 移動日 令和 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <input type="checkbox"/> 代表保護者変更                                                                | <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他<br>氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他<br>氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <input type="checkbox"/> 世帯構成の変更                                                                | (婚姻理由) <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ( )<br><input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 氏名 生年月日 児童との続柄 勤務先等<br><input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 氏名 生年月日 児童との続柄 勤務先等                                                                                                                             | (婚姻理由) <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ( )<br><input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 氏名 生年月日 児童との続柄 勤務先等<br><input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 氏名 生年月日 児童との続柄 勤務先等                                                                                                                                                                                                |
| <input type="checkbox"/> その他                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

## ➤ 認定状況のお知らせ時期について

次の日程で認定状況をお知らせしておりますので、認定期間等の確認をお願いします。

---

### ◆ 旧制度幼稚園

毎月の月末頃を目途に、当月末時点の認定状況一覧について郵送します。

### ◆ 新制度幼稚園・認定こども園

毎月の第1週を目途に、前月末時点の認定状況一覧について郵送します。  
(保育入所関係書類と併せて、書類をお送りします。)

### ◆ 認可外保育施設

毎月の第1週を目途に、前月末時点の認定状況について郵送します。

◆ 認定通知書, 変更認定通知書, 認定取消通知書を同封する場合がありますので、該当する方へ配布願います。

◆ 新2・3号認定を受けている方については、認定期間の更新の有無について、お声がけをお願いします。

# 施設等利用費の「給付(請求)」について

## ➤ 施設等利用費の給付方法等について

施設(事業)別の給付方法や主な手続きの流れは次のとおりです。

| 区 分                                                   | 給付方法   | 主な手続きの流れ                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 旧制度幼稚園の保育料等                                           | 代理受領方式 | ・毎月送付する認定台帳により、認定期間(特に開始日)について確認願います。<br>・毎月1日から15日までを目途に、市あて請求書類を提出してください。<br>(請求期は毎月としています。)                                                                     |
| 認定こども園, 幼稚園の<br>預かり保育の利用料                             | 代理受領方式 | ・毎月送付する認定台帳により、新2・3号認定の方の認定期間を確認願います。<br>・預かり保育の利用状況に応じて、認定受けた方の利用料を減額してください。<br>・実績確定後、毎月市あて請求書類を提出してください。<br>(請求期は毎月としています。)                                     |
|                                                       | 償還払い方式 | ・毎月送付する認定台帳により、新2・3号認定の方の認定期間を確認願います。<br>・認定期間内に利用のあった方へ「領収証 兼 提供証明書」を発行願います。<br>・3か月ごとに保護者の方向けの請求書類を御案内しますので、配布願います。<br>(請求期は4～6月, 7～9月, 10～12月, 1～3月の3月毎としています。) |
| 認可外保育施設等の利用料<br>(認可外保育施設・病児保育<br>一時預かり・ファミリーサポートセンター) | 償還払い方式 |                                                                                                                                                                    |

※ 市外の市区町村から施設等利用給付認定を受けている方は、認定先の市区町村において施設等利用費の給付を行います。  
給付方法や頻度については、市区町村によって異なる場合がありますので、該当する市区町村あてご確認ください。

(令和 6 年 4 月分)

| No. | 保護者氏名 | 認定子ども氏名 | 生年月日    | 認定区分 | 認定期間の預かり保育提供日 | 開設時間帯                 | 預かり保育利用料① | 上限額②   | 上限額③   | 無償化対象額④(注⑤) | 保護者負担額 |
|-----|-------|---------|---------|------|---------------|-----------------------|-----------|--------|--------|-------------|--------|
|     |       | 氏名      |         |      | 初日 終日 提供日数    | 始 終 始 終               |           | A×450円 | 月額上限   |             |        |
| 1   | 盛岡 花子 | 盛岡 太郎   | H26.5.5 | 新2号  | 3 18 10       | 7:30 8:30 14:00 19:00 | 1,500     | 4,500  | 11,300 | 1,500       | 0      |
| 2   | 盛岡 月子 | 盛岡 次郎   | H27.7.7 | 新2号  | 3 25 15       | 7:30 8:30 14:00 19:00 | 9,000     | 6,750  | 11,300 | 6,750       | 2,250  |
| 3   |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 4   |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 5   |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 6   |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 7   |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 8   |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 9   |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 10  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 11  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 12  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 13  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 14  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 15  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 16  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 17  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 18  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 19  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 20  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 21  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 22  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 23  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 24  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 25  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 0           | 0      |
| 合計  |       |         |         |      |               |                       |           |        |        | 8,250       | 2,250  |

預かり保育提供日は、認定期間内の初日、終日、提供日数となります。

月途中で認定を受けた場合、認定を受けた日以降の状況を記載いただくこととなりますので、ご注意ください。

R3.6  
新型コロナウイルス感染症に伴い臨時休園等を実施した場合の取扱いは令和5年6月末をもって終了となります。

開設時間帯は、教育が提供されている平日における、

左側:教育時間前(早朝預かり)の開始時間と終了時間  
右側:教育時間終了後(夕方)にかけての預かり)の開始時間と終了時間

のそれぞれについて、施設が設定している標準的な時間を記載してください。  
※利用区分が複数ある場合、最も長い区分の利用時間を記載してください。  
※早朝預かりの制度がない場合は、夕方にかけての預かり時間のみ左側に記載してください。

個々の児童の利用実績を厳密に記載する必要はありません。また、長期休園中は開設時間帯が異なる場合があると思いますが、その場合でも、記載の時間を変更する必要はありません。

無償化の対象となる、預かり保育の利用料(保育料)の実額額を入力します。無償化の対象外となる経費(教材費、行事費等)がある場合は、それらは含めないでください。

無償化対象額は  
①実際に支払った預かり保育料  
②450円×認定期間内の利用日数  
③月額11,300円  
のうちいずれか低い額となります。

対象となる子どもが26名以上いる場合は、ファイルを2つに分けていただき、市あて内訳書を2通作成してください。

令和6年4月30日

令和4年度分から押印不要となります。

証明日となります。  
特に貴園で支援がなければ、利用月の月末の日付としていただければと思います。  
(例:10月利用分→10月31日)

|         |            |
|---------|------------|
| 法人名     | 社会福祉法人〇〇   |
| 法人住所    | 盛岡市神明町3-29 |
| 法人代表者職名 | 理事長        |
| 法人代表者氏名 | 〇〇 〇〇      |
| 施設名     | 盛岡保育園      |

## 預かり保育事業の場合(代理受領)

「提供証明書 兼 内訳表」作成時に留意いただきたい事項は次のとおりです。

「預かり提供日」の「初日」及び「終日」については、認定期間内において、「当該月に初めて利用した日」と、「最後に利用した日」について記載してください。

・例えば、認定終期が7月20日までの方が、預かり保育事業を7月1日から7月31日まで利用した場合、「1日～20日」としてください。この場合の提供日数は、1日～20日までの間に実際に預かり保育事業を利用した日数について記入してください。

「特定子ども・子育て支援提供証明書」について、保護者の方への配布をお願いします。

・市から御案内しているエクセルデータで提供証明書兼内訳書を作成いただくと、自動で作成されます。データに記載の手順に沿って、印刷いただき、保護者の方へ配布してください。

・市あてのコピーの提出は不要となります。

令和 年 月 日

特定子ども・子育て支援提供証明書  
(令和 〇 年 〇 月分)

認定保護者 〇 氏  
認定子ども氏名 〇 氏

施設事業名 〇  
施設事業所 〇  
施設名 〇  
代表者職氏名 〇 印

下記の通り認定子どもに対し、子ども・子育て支援法第30条の11第1項に定める特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。併せて、施設が認定保護者に代わって受領する施設等利用料の額をお知らせします。

| 特定子ども・子育て支援の提供内容及び利用料            | 事業区分 | 提供日(提供日数)         | 開設時間帯                      | 費用  |
|----------------------------------|------|-------------------|----------------------------|-----|
| ■ 預かり保育事業(幼稚園等で自園に在籍する子どもを預かる事業) |      | 〇 日 ~ 〇 日 ( 〇 日 ) | 〇:〇〇 ~ 〇:〇〇<br>〇:〇〇 ~ 〇:〇〇 | 〇 円 |

施設が受領する施設等利用料の額及び保護者負担額

| 項目                             | 金額  | 内容                                                                                                                     |
|--------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 預かり保育の利用料(①)<br>(特定子ども・子育て支援費) | 〇 円 | 預かり保育の利用に伴って保護者が負担する利用料です。<br>無償化の対象とならない費用(教材費、行事費など)が保育料以外の費用として含まれています。                                             |
| ①のうち無償となる額(②)<br>(施設等利用料免除)    | 〇 円 | ①のうち施設等利用料の給付の対象となる額、下のA・B・Cのうち最も低い額となります。<br>A: 施設等利用料の給付対象となる額<br>B: 450円×施設等利用料の提供日数<br>C: 月額11,300円(認定期間中の最大額)     |
| 預かり保育料の実額<br>①-②               | 〇 円 | 施設へ支払いが必要となる預かり保育料の額です。<br>(支払方法が施設からお知らせします)。<br>無償化の対象とならない費用(教材費、行事費など)が保育料以外の費用として含まれています。施設等利用料は、施設等利用料として支払われます。 |

◆ 預かり保育事業の利用料は、国の制度により、国庫の補助金で支拂われます。  
詳しくは盛岡市公式ホームページを御確認ください。  
◆ この書面は、盛岡市から「施設等利用料給付認定」を受けて預かり保育事業を利用した場合、預かり保育の利用状況と給付額をお知らせするものです。  
(盛岡市様式)

この書面は、幼児教育・保育の無償化に伴う給付金（施設等利用費）を市町村へ請求する際に必要となりますので、お手元で保管してください。  
（給付金を請求できるのは市町村から施設等利用給付認定を受け、対象施設を利用した方のみです。）

令和 6 年 5 月 31 日

# 領収証 兼 特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書 (令和 6 年 5 月分)

|         |       |   |
|---------|-------|---|
| 納入者     | 盛岡 次郎 | 様 |
| 利用子ども氏名 | 盛岡 三郎 |   |

運営事業（法人）の代表者職氏名で発行いただくのが原則ですが、施設名で発行する取扱いでも構いません。その場合、代表者職氏名欄には施設長の職氏名を記載してください。

R4.6追加  
今後は、押印不要となります。（ただし、必要に応じて、押印いただいても構いません。）

住所 岩手県盛岡市3-29

施設名 ▲▲保育園

代表者職氏名 園長 盛岡 水郎

無償化の対象となる費用（施設利用料）を記載します。

無償化の対象とならない費用（食費、おやつ代、教材費など）を施設利用料と一緒に領収した場合は、記載してください。

「領収金額」欄は、②の額が0円の場合でも記載してください。

領収金額（①+②）

5,000 円  
500 円  
5,500 円

子育てのための施設等利用給付（無償化）の対象となる施設利用料

上記以外の費用（教材費、食料費、通園送迎費等）

保護者がその月に実際に支払った施設利用料（無償化の対象となる費用）を記載します。

実際に事業を利用した日又は期間を記入します。  
月のうち数日の利用がある場合は、期間の最初と最後の日を記載してください。（R1.10.4修正）

利用期間内で利用書へ掲載している標準的な開設時間帯を記載します。

領収証がその月に実際に支払った施設利用料（無償化の対象となる費用）を記載します。

特定子ども・子育て支援の提供内容及び利用料

| 事業区分                                                          | 提供日（提供日数※1）                                                                 | 開設時間帯                        | 費用※2    |
|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------|
| <input type="checkbox"/> 認可外保育施設                              | ①私学助成の幼稚園の在園児の教育時間外の保育<br>②教育・保育給付1号認定子どもの在園児の教育時間外の保育<br>についてはこちらの欄を使用します。 | ～ : ～                        | 円       |
| <input checked="" type="checkbox"/> 預かり保育事業（幼稚園等で自園に在籍する子どもを） | 該当の子どもを実際に預かった日数を記入します。                                                     |                              |         |
|                                                               | 3 日 ～ 28 日 ( 15 日 )                                                         | 7:30 ～ 8:30<br>14:00 ～ 19:00 | 5,000 円 |
| <input type="checkbox"/> 一時預かり事業                              | 在園児以外の子どもの一時預かり事業はこちらの欄を使用します。                                              |                              | 円       |
| <input type="checkbox"/> その他                                  | 「その他」欄は、通常は使用しないでください。<br>(市から特に使用するよう依頼した場合のみ使用します。)                       |                              | 円       |

※1 提供日数は、預かり保育事業のみ記載されます。  
※2 費用額は、子育てのための施設等利用給付の対象となる利用料について、納入者が施設に支払った額が記載されます。

(盛岡市様式)

## 預かり保育事業の場合(償還払い)

「領収証 兼 提供証明書」作成時に留意いただきたい事項は次のとおりです。

当該月の末日以降の日付としてください。

(利用実績について証明する書類となりますので、末日以降の日付としてください。  
例えば、令和7年7月分であれば、7月31日以降の日付で発行してください。  
なお、3月分については、3月31日付けで発行してください。この場合において、代表者の氏名は、3月末日時点の代表者名とするよう御留意ください。)

押印は不要です。

(ただし、必要に応じて、押印いただいても構いません。)

給付対象となる保育料とその他の経費(特定費用)を分けて記載してください。  
(給付対象となるのは、預かり保育事業の利用料のみとなります。)

認定期間内において、当該月に初めて利用した日、最後に利用した日について記載してください。

認定終期が7月20日の方が、預かり保育事業を7月1日から7月31日まで利用した場合、「1日 ～ 20日」としてください。この場合の提供日数は、1日～20日までの間に預かり保育事業を利用した日数について記入してください。

保護者の方が市あてに利用料を請求する際に必要な書類となります。  
認定台帳をご確認いただき、該当する保護者の方への配布をお願いします。

## ➤【参 考】 預かり保育事業の給付方法について

預かり保育事業分の給付方法について、代理受領方式への移行状況は次のとおりです。

|                  | 令和2年10月時点 | 令和7年3月時点 |
|------------------|-----------|----------|
| 代理受領方式により給付を行う施設 | 10施設      | 32施設     |
| 償還払い方式により給付を行う施設 | 21施設      | 12施設     |

※ 市では令和2年10月分から償還払い方式に加え、代理受領方式による給付の取扱いを開始しております。

新たに代理受領方式へ移行される(移行を検討している)場合は、必要な手続き等について改めてご説明しますので、市子育てあんしん課あてご連絡ください。

(主な事務の流れについては、令和2年9月15日付けでご案内した「預かり保育事業の利用料の給付における代理受領方式の取扱いの開始について(通知)」の内容から変更ありません。)



この書面は、幼児教育・保育の無償化に伴う給付金（施設等利用費）を市町村へ請求する際に必要となりますので、お手元で保管してください。  
（給付金を請求できるのは市町村から施設等利用給付認定を受け、対象施設を利用した方のみです。）

令和 6 年 5 月 31 日

# 領収証 兼 特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書 (令和 6 年 5 月分)

|         |         |
|---------|---------|
| 納入者     | 盛岡 次郎 様 |
| 利用子ども氏名 | 盛岡 三郎   |

運営事業者（法人）の代表者職氏名で発行いただくのが原則ですが、施設長名で発行する取扱いでも構いません。その場合、代表者職氏名欄には施設長の職氏名を記載してください。

R4.6通知後は、押印不要となります。（ただし、必要に応じて、押印いただいても構いません。）

住所 盛岡市神町3-29

施設名 ▲▲保育園

代表者職氏名 園長 盛岡 太郎

無償化の対象となる費用（施設利用料）を記載します。

無償化の対象とならない費用（食費、おやつ代、教材費など）を施設利用料と一緒に領収した場合は、記載してください。

「領収金額」欄は、②の額が0円の場合でも記載してください。

領収金額（①+②）

40,000 円

5,000 円

45,000 円

子育てのための施設等利用給付（無償化）の対象となる施設利用料

上記以外の費用（教材費、食材料費、通園送迎費等）

保護者がその月に実際に支払った施設利用料（無償化の対象となる費用）を記載します。

該当の事業区分を選びつづけてください。

実際に事業を利用した日又は期間を記入します。月のうち数日の利用がある場合は、期間の最初と最後の日を記載してください。

利用案内等で利用者へ周知している標準的な開設時間帯を記載します。

| 事業区分                                                    | 提供日（※1）    | 開設時間帯（※2）    | 費用（※2）   |
|---------------------------------------------------------|------------|--------------|----------|
| ■ 認可外保育施設                                               | 1 日 ~ 31 日 | 7:30 ~ 19:00 | 40,000 円 |
| □ 預かり保育事業（幼稚園等で自園に在籍する子どもを預かる事業）                        | 日 ~ 日（日）   | ~            | 円        |
| □ 一時預かり事業                                               | 日 ~ 日      | : ~ :        | 円        |
| □ その他（「その他」欄は、通常は使用しないでください。（市から特に使用するよう依頼した場合のみ使用します。） |            |              | 円        |

※1 提供日数は、預かり保育事業のみ記載されます。  
※2 費用額は、子育てのための施設等利用給付の対象となる利用料について、納入者が施設に支払った額が記載されます。

（盛岡市様式）

## 認可外保育施設の場合（償還払い）

「領収証 兼 提供証明書」作成時に留意いただきたい事項は次のとおりです。

### 当該月の末日以降の日付としてください。

（利用実績について証明する書類となりますので、末日以降の日付としてください。例えば、令和7年7月分であれば、7月31日以降の日付で発行してください。なお、3月分については、3月31日付けで発行してください。この場合において、代表者の氏名は、3月末日時点の代表者名とするよう御留意ください。）

### 押印は不要です。

（ただし、必要に応じて、押印いただいても構いません。）

給付対象となる保育料とその他の経費（特定費用）を分けて記載してください。  
（給付対象となるのは保育料のみとなります。認可外保育施設の場合は、保育料には時間外の利用分も含まれますが、入園料などは給付の対象となりません。）

認定期間内において、当該月に初めて利用した日、最後に利用した日について記載してください。

認定終期が7月20日の方が、月極で施設を7月1日から7月31日まで利用した場合、「1日 ~ 20日」としてください。  
ただし、月極での利用契約をされている方で料金設定が月額のみの場合は、「1日 ~ 31日」と記載いただいても構いません。（給付費は認定期間に応じて日割りされます。）

保護者の方が市あてに利用料を請求する際に必要な書類となります。  
認定台帳をご確認いただき、該当する保護者の方への配布をお願いします。

この書面は、幼児教育・保育の無償化に伴う給付金（施設等利用費）を市町村へ請求する際に必要となりますので、お手元で保管してください。  
（給付金を請求できるのは市町村から施設等利用給付認定を受け、対象施設を利用した方のみです。）

令和 6 年 5 月 23 日

領収証 兼 特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書  
(令和 6 年 5 月分)

納入者 盛岡 次郎 様  
利用子ども氏名 盛岡 三郎

運営事業（法人）の代表者職氏名で発行いただくのが原則ですが、施設名で発行する取扱いでも構いません。その場合、代表者職氏名欄には施設長の職氏名を記載してください。

※4.6追加  
今後は、押印不要となります。（ただし、必要に応じて、押印いただいても構いません。）

住所 盛岡市神田町3-29

施設名 ▲▲保育園

代表者職氏名 園長 盛岡 太郎

無償化の対象となる費用（施設利用料）を記載します。

無償化の対象とならない費用（食費、おやつ代、教材費など）を施設利用料と一緒に領収した場合は、記載してください。

「領収金額」欄は、②の額が0円の場合でも記載してください。

領収金額（①+②）

1,000 円 子育てのための施設等利用給付（無償化）の対象となる施設利用料  
200 円 上記以外の費用（教材費、食料費、通園送迎費等）  
800 円 保護者がその月に実際に払った施設利用料（無償化の対象となる費用）を記載します。

該当の事業区分を塗りつぶすかチェックしてください。  
なお、下記の上欄子どもに対し、子ども・子育て支援法第30条第1項に事業を利用した日又はしたことを証明します。  
期間を記入します。  
月のうち数日の利用がある場合は、期間の最初と最後の日に記載してください。  
利用案内等で利用者へ周知している標準的な開所時間等を記載します。

| 事業区分                                                                           | 提供日         | 開設時間帯         | 費用<br>※2 |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------|----------|
| <input type="checkbox"/> 認可外保育施設                                               | 日 ~ 日       | ~             | 円        |
| <input type="checkbox"/> 預かり保育事業（幼稚園等で自園に在籍する子どもを預かる事業）                        | 日 ~ 日（日）    | ~             | 円        |
| <input checked="" type="checkbox"/> 一時預かり事業                                    | 23 日 ~ 23 日 | 10:00 ~ 12:00 | 1,000 円  |
| <input type="checkbox"/> その他（「その他」欄は、通常は使用しないでください。（市から特に使用するよう依頼した場合のみ使用します。） |             |               | 円        |

※1 提供日数は、預かり保育事業のみ記載されます。  
※2 費用欄は、子育てのための施設等利用給付の対象となる利用料について、納入者が施設に支払った額が記載されます。

(盛岡市様式)

## 一時預かり事業(非在園児向け) の場合(償還払い)

「領収証 兼 提供証明書」作成時に留意いただきたい事項は次のとおりです。

あらかじめ市から施設等利用給付2・3号認定を受けた上で、一時預かり事業を利用される方のみが給付の対象となります。

当該月の利用日以降の日付としてください。

(利用実績について証明する書類となりますので、利用日以降の日付としてください。なお、3月分については、3月31日までの日付で発行してください。この場合において、代表者の氏名は、3月末日時点の代表者名とするよう御留意ください。)

押印は不要です。

(ただし、必要に応じて、押印いただいても構いません。)

給付対象となる保育料と  
その他の経費(特定費用)を分けて記載してください。  
(給付対象となるのは、一時預かり事業の保育料のみとなります。)

発行頻度に応じて、次のとおりとしてください。

○利用実績月末などにまとめて発行する場合・・・

当該月に初めて利用した日、最後に利用した日について記載し、当該期間分の利用料をまとめて記載したものを発行してください。

○利用のあった都度発行する場合・・・

当該利用のあった日1日分の日数・時間・利用料を記載したものを発行してください。複数利用があった場合は、日数に応じて複数枚を発行してください。

保護者の方が市あてに利用料を請求する際に必要な書類となります。  
認定台帳をご確認いただき、該当する保護者の方への配布をお願いします。

# 特定子ども・子育て支援施設等の「確認」について

## ➤ 「特定子ども・子育て支援施設等」の「確認」とは

- 子ども・子育て支援法に基づき、施設等利用費を支給するための施設(事業)として、市から確認(※)を受けた子ども・子育て支援施設等を「特定子ども・子育て支援施設等」といいます。

### 施設

- ① 旧制度幼稚園（施設型給付を受けていない幼稚園）
- ② 特別支援学校の幼稚部
- ③ 認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く）

### 事業

- ④ 預かり保育事業
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児保育事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業

※ 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、既に各施設から市子育てあんしん課あてに確認申請書類(「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」ほか)をご提出いただいております。<sup>12</sup>

## ➤ 「特定子ども・子育て支援施設等」の「確認事項の変更の届出」について

次の事項に変更が生じた場合は、市子育てあんしん課へ変更の届出が必要となります。

| 変更があった場合に届け出が必要な事項（子ども・子育て支援法施行規則 第53条の2関係）                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設又は事業所の名称、子ども・子育て支援施設等の設置の場所                                                           |
| 設置者又は申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名                                            |
| 設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等<br>(インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は不要、ただし、登記事項証明書を除く。) |
| 施設又は事業所の管理者(園長先生など)の氏名、生年月日及び住所                                                         |
| 役員の氏名、生年月日及び住所                                                                          |

🏠 上記事項に変更が生じる場合は、事前に市子育てあんしん課あて御連絡願います。

児童福祉施設、家庭的保育事業等、認定こども園の設備基準に係る変更届、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業に係る運営基準に係る変更届などが、併せて必要となるケースがあります。個別に必要な届出書類をご案内いたしますので、ご相談願います。

## 今後の予定について

- 施設等利用給付に係る今後の予定は次のとおりです。(状況により変更となる場合があります。)

| 時 期      | 内 容                                        |
|----------|--------------------------------------------|
| 令和7年4月初旬 | ● 認定状況一覧送付(令和7年3月分, 令和7年4月分(速報版))          |
| 令和7年4月末  | ● 認定状況一覧送付(令和7年4月分(確定版))                   |
| 令和7年5月末  | ● 現況届の案内(新2・3号認定を受けている方向け)<br>※令和7年7月上旬〆予定 |
| 令和7年6月末  | ● 償還払い手続き案内(令和7年4月分から6月分)<br>※令和7年8月末〆予定   |
| 令和7年9月末  | ● 償還払い手続き案内(令和7年7月分から9月分)<br>※令和7年11月末〆予定  |